

旭川市立明星中学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和8年4月 改定)

【目次】

はじめに	… 1
第1章いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	… 1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	
2 市立学校の責務等	
3 いじめの定義等	
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
第2章学校が実施するいじめ防止等の取組	… 7
1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）	
2 生徒が主体となった取組の推進	
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(1) 学校いじめ対策組織の構成	
(2) 学校いじめ対策組織の体制	
(3) 学校いじめ対策組織の役割	
4 いじめの防止	
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
(資料①) いじめ発見・見守りチェックシート	… 12
(資料②) 心と身体のチェックリスト	… 13
(資料③) 家庭用子どもの様子チェックリスト	… 14
(資料④) 主な相談窓口	… 15
6 いじめへの迅速かつ適切な対処	
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	
(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) 性に関わる事案への対応	
(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	
7 いじめの解消	
(1) いじめが「解消している」状態	
(2) 観察の継続	
(資料⑤) 早期発見・事案対処マニュアル	… 18
(資料⑥) いじめ事案対応フロー	… 19
8 家庭や地域、団体との連携	
9 関係機関等との連携	
(資料⑦) いじめ等に関する相談対応フロー	… 21
10 いじめの重大事態への対応	
(1) 重大事態の発生と緊急対応	
(2) 学校による調査	
(3) 不登校重大事態に係る対応	
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	
(1) 学校いじめ防止基本方針の見直し	
(2) 学校いじめ防止基本方針の公表	
(資料⑧) 不登校重大事態に係る対応フロー	… 24
12 学校いじめ防止プログラム	… 26

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利をはじめとした子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」や、令和5年6月に施行された旭川市いじめ防止対策推進条例、条例制定に伴って改定された旭川市いじめ防止基本方針等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

第3条 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、生徒主体のいじめの未然防止の取組を生徒会が中心となって実施し、充実させるとともに、学校いじめ対策組織を機能させ、いじめの早期発見と重大化の防止に努めます。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校では、条例の規定を踏まえ、学校いじめ対策組織を設置し、本組織により、いじめを見逃さず、いじめの疑いのある事案も含め、全ての事案に対して迅速かつ組織的に対応します。

また、条例では、保護者の責務、生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校では、条例の規定を踏まえ、保護者や生徒、地域の方々それぞれの役割を果たすことができるよう、地域行事等に積極的に生徒が関わるとともに、ノンダストプロジェクト（地域ボランティア清掃活動）やユニセフハンド・イン・ハンド等の学校の取組に対して積極的に保護者や地域の方が関わりをもつなど、学校と保護者、地域との連携を進めます。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（２） いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会や生徒補導連絡協会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者

から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消に当たり、本校では、行為が止んでいる状態が少なくとも3か月経っていることを目安としますが、いじめの被害の重大性等に鑑み、より長期間を設定することもあります。また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察し、再発防止に努めることとします。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）

令和7年度、本校におけるいじめの認知件数は32件でした。発見のきっかけについては、「アンケート」「本人からの訴え」等によるものでした。また、いじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった行為が多くを占め、ほかには「軽くぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする」「パソコンや携帯電話等でのひぼう・中傷」などの事案が見られました。これら認知した32件については、いじめの行為が止んでから相当期間経過し解消しているものや、いじめの行為は止んでいるが、令和7年度中に相当期間経過していないため解消となっていないものがありますが、いずれも継続して経過観察を行い、再発防止に取り組んでいるところです。

また、いじめアンケートにおいて「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」という質問に対して、「そう思わない」または「わからない」と回答した生徒が年度末の2月調査では7名（2.5%）であり、ほとんどの生徒は「そう思う」と回答しています。「いじめ撲滅集会」など、本校がこれまで重視してきた生徒が主体となった取組等により、いじめは許されない行為であるという意識の醸成が図られたと考えます。

さらに、「友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがある」と回答した生徒は、2月調査では16名いて、当事者が意識していないようなささいな行為も気にかける「いじめを見逃さない意識」は高くなっています。しかしながら、思いやりを欠ける言動があることは事実であり、今後も望ましい人間関係の構築、思いやりの心や規範意識を醸成する取組の充実を図る必要があります。

これらのことから、今年度も生徒会による「いじめ撲滅集会」を中心とした生徒が主体となった取組や、学年または学級、部活動等における日常的な働きかけなど、教育活動全体を通じた取組をより一層推進することにより、いじめアンケートにおける「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」という設問に対して、「そう思う」と回答する生徒を100%とすること、また、引き続き、積極的にいじめの認知を行うとともに、認知した事案については、解消率を100%とすることを今年度の指標として取り組むこととします。

2 生徒が主体となった取組の推進

本校では、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

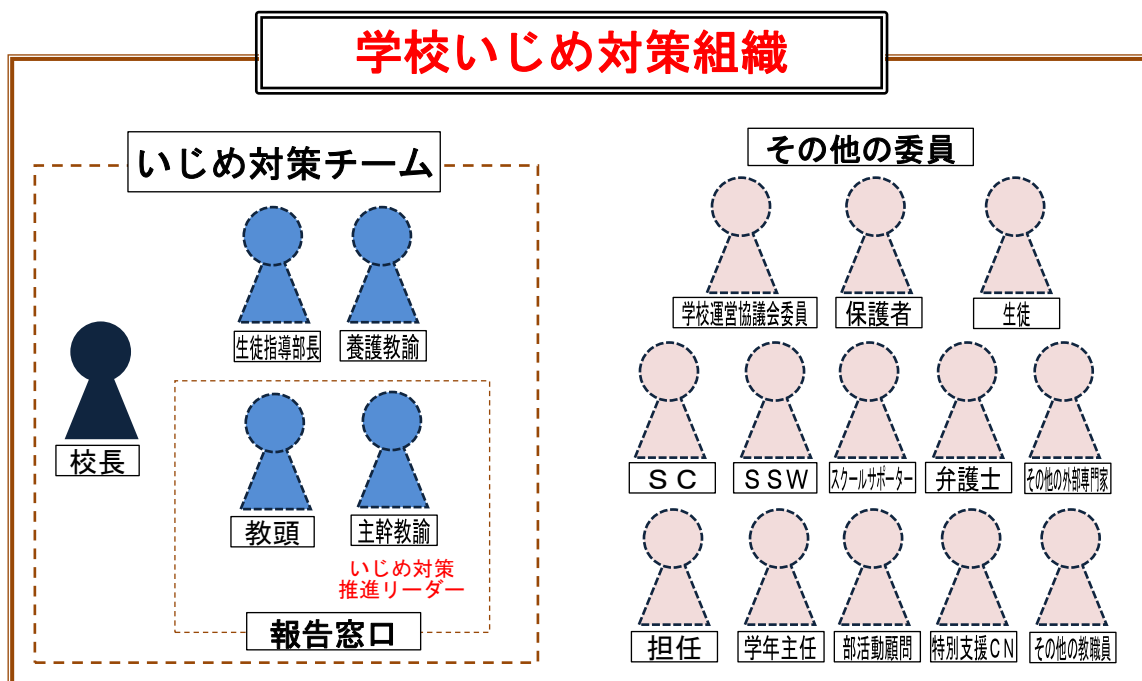
- 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会が中心となって進めるとともに、「学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を策定します。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- 生徒が傍観者とならず、教師や保護者などへの報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

このため、本校では、いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。



(2) 学校いじめ対策組織の体制

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、いじめ対策推進リーダーが疑いのあるものも含め認知した事案を把握して組織的に対応することで、複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的にいじめの問題の解決を図ります。

また、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置するとともに、いじめが疑われる情報があったときには、組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催し、特に、迅速な判断を要する場合には、全員が揃わなくとも機動的に対応するチームを組織して対応したりします。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口の設置

イ) いじめ対策推進リーダーの位置付け

ウ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

エ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

オ) いじめが解消に至るまでの、被害生徒に対する支援や加害生徒に対する指導の体制、保護者との連携を含めた対処プランを策定するとともに、これらの対処の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 定例の学校いじめ対策組織会議を月1回以上開催

イ) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

ウ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

エ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCAサイクルにより、計画的な点検・見直し

オ) 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容の記録・整理・保管

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校がいじめ対策について、生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ② 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。
- ③ 全学年で人権教育プログラムを実施します。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ② 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」【資料①】、「心と身体のチェックリスト」【資料②】の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 家庭と連携して生徒を見守り、保護者との情報共有に努めることができるよう、保護者に「家庭用 子どもの様子チェックリスト」【資料③】を配付するとともに、生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口【資料④】について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

【資料①】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 _____ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | 〔 | | 〕 |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | 〔 | | 〕 |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… | 〔 | | 〕 |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。…………… | 〔 | | 〕 |

【資料②】

心と身体のチェックリスト

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でも、これをそのままにしておくのは、よくありません。

「心と身体のチェックリスト」を使って、自分の心と身体の状況を知りましょう。

		学年	組	出席番号			
		回答項目				回答欄	
1	心配でイライラして落ち着かない <small>※右の1-4の中から、1つ選択（以下同様）</small>	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
2	気持ちがむしゃくしゃしている	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
3	時々、自分を傷つけたくなることがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
4	すぐ、かっとなるようになった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
5	だれかに怒りをぶつけたい気持ちが強くなった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
6	眠れなかったり、途中で目がさめてしまう	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
7	身体がだるく感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
8	腹痛や頭痛がすることが多い	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
9	ちょっとした音にびっくりする	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
10	胸がドキドキしたり、苦しくなる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
11	泣きたい気持ちになることがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
12	必要以上に心配することがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
13	ときどきこわい事を思い出す	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
14	何かよくないことが起こりそうで心配だ	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
15	楽しいことが楽しく思えない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
16	自分は価値のない人間だと思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
17	すっかり疲れてしまった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
18	逃げ出したいような気がする	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
19	希望がもてない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
20	自分の居場所がないように感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
21	本当の自分を理解されていないように感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
22	私を認めてくれる人はいないように思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
23	どんなにがんばっても意味がないと思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
24	悩みを話せる友人がいない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる		
25-①	つらいことや悲しいことがあることを相談できる相手は誰ですか <small>※1-10の中から、1つだけ選んでください</small>	1. いない 2. 友人 3. 家族 4. 校長・教頭 5. 学級担任 6. 教科担任 7. 部活動顧問 8. 養護教諭 9. SC 10. その他					
25-②	上で「10 その他」を選んだ人は、相談する人を具体的に書いてください <small>（例）塾の先生、地域の知り合いの人</small>						

今の気持ちを具体的に書いてみましょう

※相談したいことがあったら、先生方に相談するようにしましょう。

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立明星中学校

電話 0166-26-0468

【資料⑤】（中学校用）

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日，年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝，12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立明星中学校 電話 0166-26-0468

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ① 学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ② 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会の指導・助言の下、各学校との緊密な連携を図ります。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ① いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、相当期間（目安として少なくとも3か月以上）止んでいる状態が継続していること。
- ② いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ① いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- ② いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保するとともに、当該生徒の保護者に対し、関係生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供します。

【資料⑤】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会，いじめ防止対策推進部，警察等）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全の確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させるなど，謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど，いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意しながら，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後，解消の判断 ※解消とならない場合，対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理，指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 生徒理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 生徒の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等，生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組

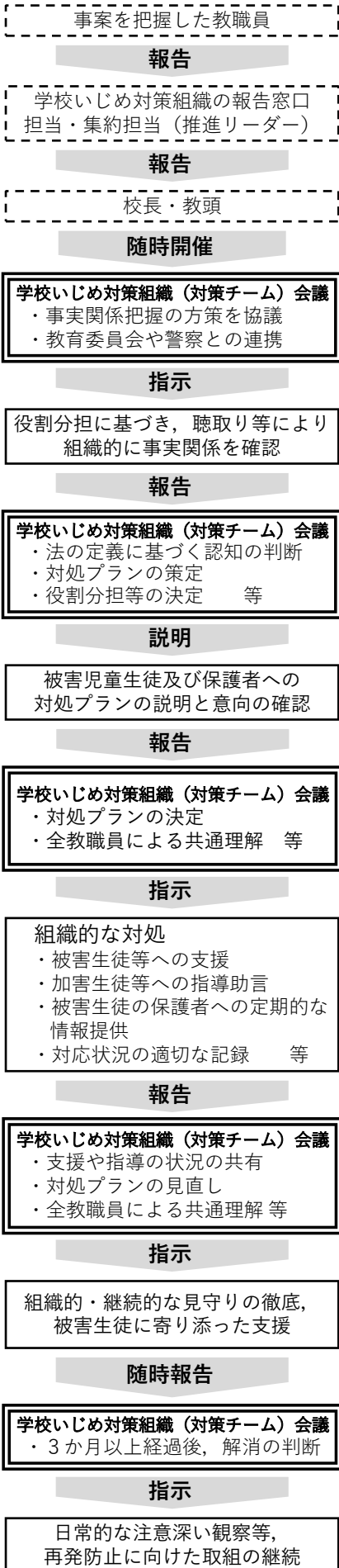
- 家庭，地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や，いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当であるいじめ対策推進リーダー等に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。

※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。

いじめを受けたとされる生徒が事実確認を望まない場合や、関係生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。

認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

いじめと認知した場合は、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

策定した対処プランに基づき、いじめを受けた生徒及び保護者への支援や、いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言、周囲の生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。

いじめを受けた生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた生徒と保護者への状況確認

認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。

解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。

いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係生徒の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

本校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な学校いじめ防止プログラムの作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組みます。
- ② 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
- ③ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明します。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該生徒及びその保護者に説明します。
- ④ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

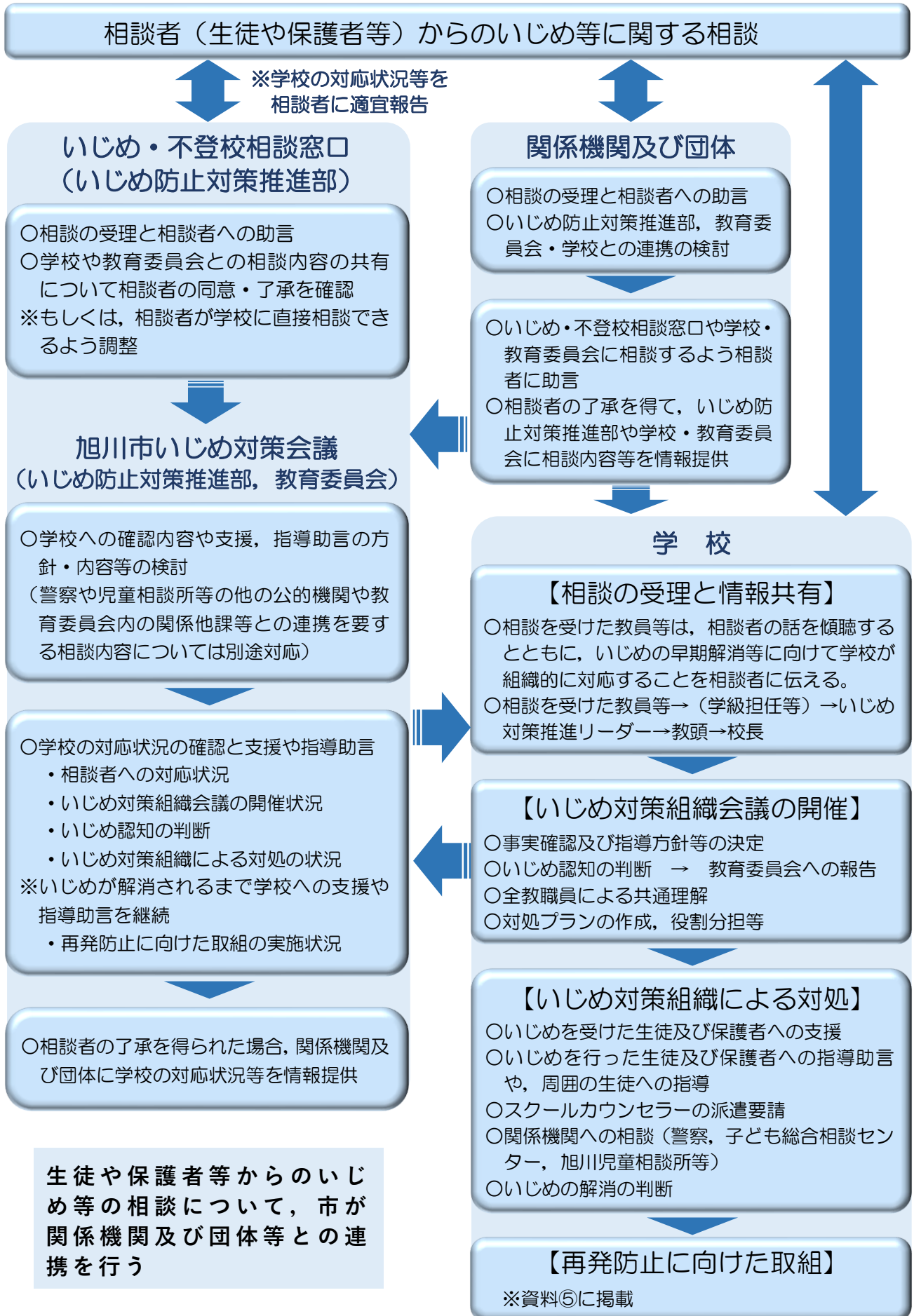
9 関係機関等との連携

本校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ① いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ② いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- ③ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

【資料⑦】

いじめ等に関する相談対応フロー



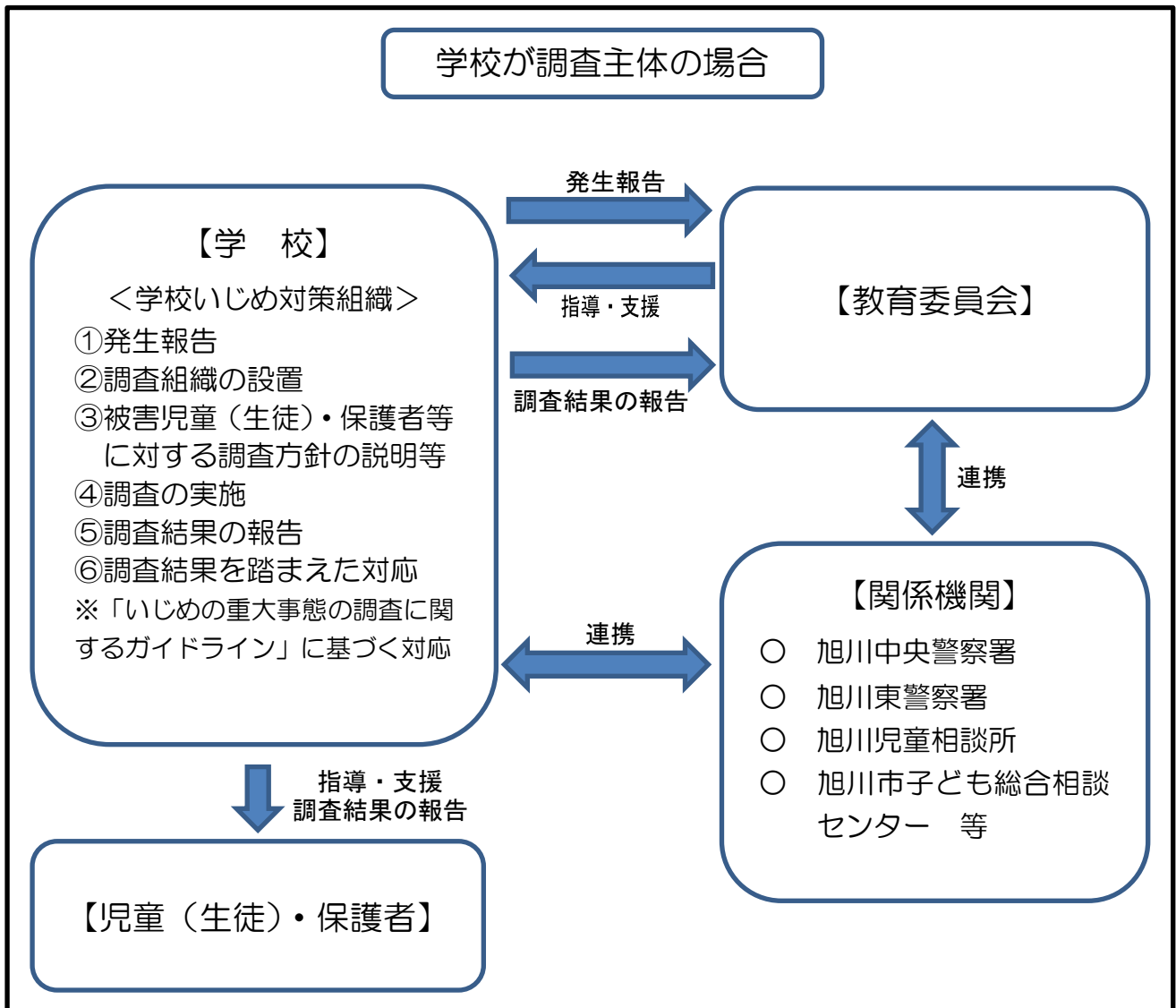
10 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ① 重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合は、速やかに教育委員会に相談するとともに、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ② 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして対応します。
- ③ いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。

(2) 学校による調査

- ① 学校が調査主体となった場合は、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ② 調査は、事実関係を明確にするために行います。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るために行います。

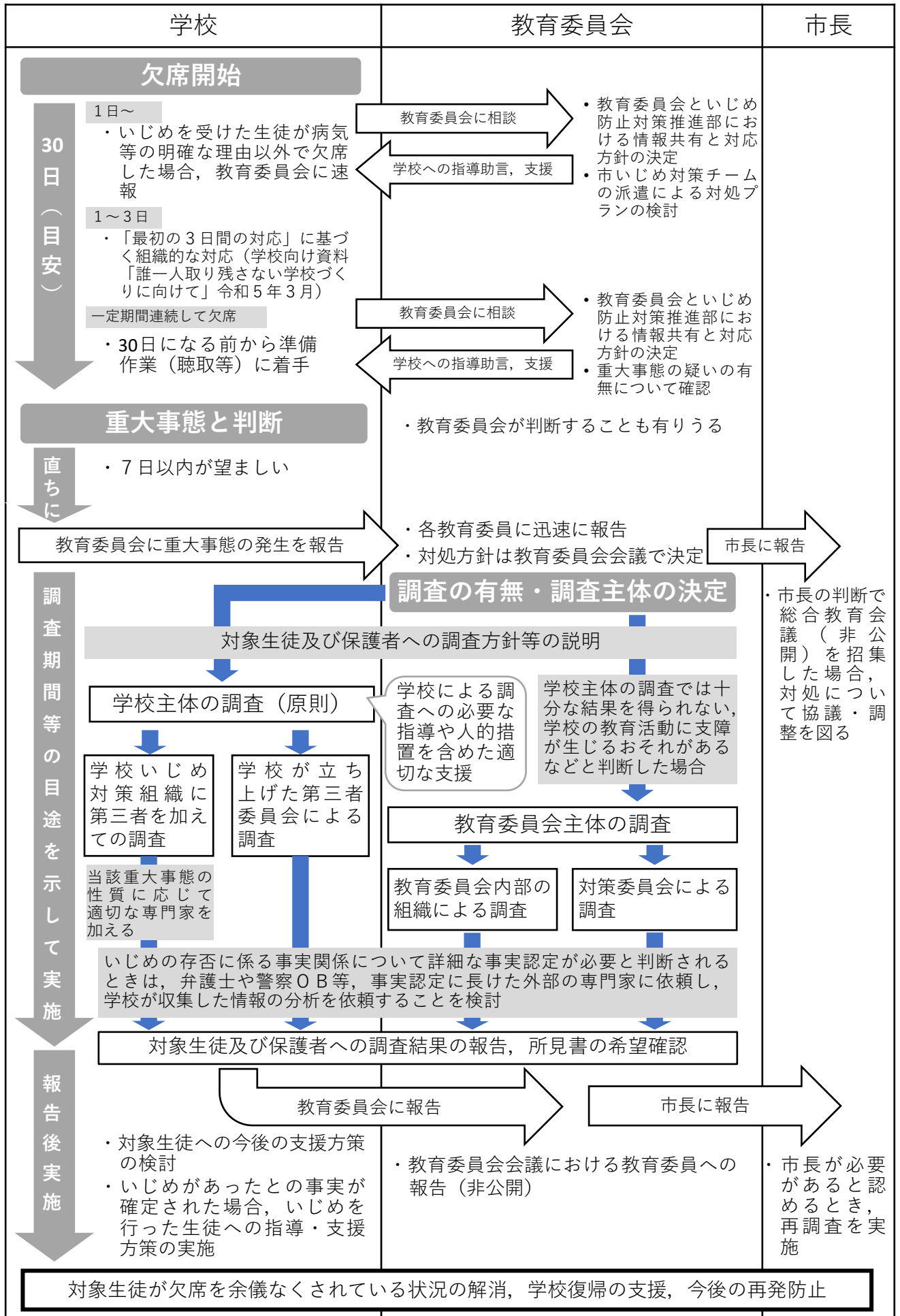


(3) 不登校重大事態に係る対応

- ① 法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下、「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に相談し、調査の準備作業に着手するとともに、欠席期間が30日に到達するなど、重大事態と判断した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ② その他、いじめを受けた生徒が欠席を開始してからいじめの解消に至るまで、資料⑧「不登校重大事態に係る対応フロー」に基づき、適切に対応します。

【資料⑧】

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

(1) 学校いじめ防止基本方針の見直し

教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針<策定の指針>等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- ① 「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCA サイクルにより、実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、学校評価の項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、取組の改善を図ります。

(2) 学校いじめ防止基本方針の公表

学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取り組みを進めます。

- ① 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載して公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図ります。
- ② 入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者の理解と協力を求めます。

12 学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月(強調月間)	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等の公開 ・組織の役割、事業への対応マニュアルや対応フロー等の確認・共通理 ○生徒に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○ふれあい活動の推進(通年) ○学校ネットパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○校内研修(1) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果の共有 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○校内研修(2) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの遠慮報告 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○児童(生徒)に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○学校評価(中間) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関する取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○校内研修(3) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケートや各種調査結果の活用 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・「生命(いのち)の安全教 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅宣言 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒アンケート調査、ストレスチェック① ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○メディア五箇条検討会 	<ul style="list-style-type: none"> ○中運生活部6月研修会の参加 ○いじめ・非行防止強調月間 ○ヴィーナススピリット(いじめ防止基本方針生徒版)の作成・配付 ○ボランティア活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットへの参加 ○事故防止教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生命(いのち)の安全教 ○いじめ撲滅ポスターの募集 ○いじめ撲滅標語の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○春の懇談会 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会① <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 ○地域へのメディア五箇条の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動について、市民委員会へ参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等 ○事故防止教室への保護者の参加呼びかけ ○学校運営協議会② <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価について 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○校内研修(4) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修② ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○生徒に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②(三者懇談) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○学校評価(年度末) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関する取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の分析 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○市教委いじめ調査 ○教育相談③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催する。 ○校下小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・進学に伴う情報交換 等
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取 ○「いじめ」をテーマとした道徳 ○いじめ・非行防止強調月 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒アンケート調査、ストレスチェック② ○道教委いじめアンケート調査② ○ユニセフ集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○中運生活部12月研修会における取組の報告 ○生徒会役員小学校訪問 ○ユニセフハンドインハンド 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・3年生を励ます会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒アンケート調査、ストレスチェック③ ○薬物乱用防止教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業②
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会③ <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関する協議 ○薬物乱用防止教室への保護者の参加呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等 	